

# 気候関連リスクと引当金会計

赤塚 尚之

## I はじめに

近年、「気候関連リスク」<sup>1)</sup>は、企業にとって看過できないリスクとして認知されつつある。気候関連リスクが財務諸表に及ぼす影響については、国際会計基準審議会 (IASB) が2019年11月に In Brief 「IFRS 基準および気候関連の開示」<sup>2)</sup> (IASB 2019)、2020年11月に教育資料 (educational material) 「気候関連事象が財務諸表に及ぼす影響」 (IASB 2020b) を公表している<sup>3)</sup>。また、気候変動開示基準審議会 (Climate Disclosure Standards Board: CDSB<sup>4)</sup>) は、2020年12月に「気候の会計：気候関連事象と財務報告の統合」 (CDSB 2020) を公表し、IFRS 基準をベースとしたより具体的な検証を行っている。これらをつうじて、気候関連リスクが IFRS 基準に基づく会計処理ひいては IFRS 基準に基づき作成される財務諸表に及ぼすおおよその影響を、体系的に把握・予想できるようになっている。

それに対し、本稿は、検討対象を引当金会計 (偶発負債の開示を含む) に絞り込んでいる。具体的には、本稿は、IAS 第37号「引当金、偶

発負債、および偶発資産」とその解釈指針 (IFRIC 第1号「廃棄、原状回復、およびそれらに類似する既存の負債の変動」および IFRIC 第21号「賦課金」) をベースとして、2018年に公表された IASB の新概念フレームワーク「財務報告に関する概念フレームワーク」や現在進行中である「引当金プロジェクト」の動向も念頭に置いて、気候関連リスクが引当金会計に及ぼす影響について、より詳細に検証を行う。

本稿の概要は、次のとおりである。まず、II 節において、気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures: TCFD) の分類に倣い、気候関連リスクについて整理を行う。そして、気候関連リスクのうち、具体的にいかなるリスクが引当金会計と結び付くかを明確にする。次に、III 節ないし V 節において、IASB および CDSB による上記3つの文書をふまえ、気候関連リスクの影響を受ける IAS 第37号 (解釈指針を含む) の規定を明確にする<sup>5)</sup>。さらに、VI 節ないし VIII 節において、CDSB が提示する3つの設例 (推定的義務、資産除去義務、および不利な契約) を取り上げる<sup>6)</sup>。最後に、IX 節において検討結果を整理し、補遺において新概念フレームワーク

1) 本稿は、「気候関連リスク (climate-related risk)」と表記する。

2) 「In Brief」の著者は、現 IASB 理事のニック・アンダーソン (Nick Anderson) 氏 (任期は2022年8月31日まで) である (<https://www.ifrs.org/groups/international-accounting-standards-board/profiles/nick-anderson/>)。ちなみに、当該文書は、オーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board: AASB) およびオーストラリア監査保証基準審議会 (Auditing and Assurance Standards Board: AUASB) が2019年4月に公表した共同文書「気候関連およびその他の新規リスクの開示：AASB/IASB 実務記述書第2号に基づく財務諸表における重要性の判断」 (AASB and AUASB 2019) をふまえて作成されている。

3) これらの詳細については、月刊誌『会計情報』(デロイトトーマツ)における前 IASB 理事の鷲地隆継氏による連載を参照 (<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/atc/kaikeijyoho.html>)。

4) <https://www.cdsb.net/>

5) 開示については、IAS 第1号「財務諸表の表示」も適宜参照する。

が及ぼす影響について言及する。

## II 気候関連リスクの分類整理

### 2.1 気候関連リスクの分類

TCFDが分類・提示する気候関連リスクの詳細は、次頁の表1のとおりである。TCFDは、「気候関連リスク (climate-related risk)」を「気候変動が組織<sup>7)</sup>に及ぼすネガティブな潜在的影響」(TCFD 2017a, Appendix 5)としたうえで、それを「移行リスク (transition risk)」と「物理的リスク (physical risk)」に大別している (TCFD 2017a, p. 5)。

移行リスクは、低炭素経済 (lower-carbon economy) への移行と関連を有する。そして、政策や法に基づく行動、技術の変化、市場の反応、および評判 (レピュテーション) と関連を有することが、最も一般的である (TCFD 2017a, Appendix 5)。そこで、TCFDは、移行リスクを次の4つに細分している (TCFD 2017a, p. 5)。なお、本稿の検討との関連においては、「政策および法的リスク」に「訴訟リスク (litigation risk)」が含まれることに留意を要する (表1を参照)。

- ・政策および法的リスク (policy and legal risk)
- ・技術リスク (technology risk)
- ・市場リスク (market risk)
- ・評判リスク (reputation risk)

また、物理的リスクは、気候変動に伴う物理的な影響と関連を有する。そして、気候変動に伴う物理的な影響には、事象 (サイクロン、干ばつ、洪水、火災等) に由来するもの (「急性

(acute)」のもの) と、降水量や気温の長期的な変動や海面上昇といった気候パターンの長期的な変動に由来するもの (「慢性 (chronic)」のもの) がある (TCFD 2017a, Appendix 5)。そこで、TCFDは、物理的リスクを「急性リスク (acute risk)」と「慢性リスク (chronic risk)」の2つに細分している (TCFD 2017a, p. 6)。

### 2.2 財務的影響

気候関連リスクは、組織の財務、より具体的には、損益計算書、貸借対照表<sup>8)</sup>、およびキャッシュ・フロー計算書に影響を及ぼしうる。TCFDは、気候関連リスクが組織の財務に及ぼす潜在的な影響の例について、次々頁の表2のとおり整理している。なお、個々の組織が気候関連事象に起因する財務的影響を受けるかは、通常、次に依存するとされる (TCFD 2017b, p. 6)。

- ・特定の気候関連リスク (および気候関連の機会 (表1の注を参照)) に対する組織のエクスポージャー<sup>9)</sup>と、予想される影響
- ・組織のリスクマネジメント計画 (緩和・移行・受入・管理) または機会獲得計画
- ・損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表における組織の対処方法

また、TCFDは、気候関連リスクが組織の財務に及ぼす影響を例示するに際し、次の4つのカテゴリーを識別している。

- ・収益 (損益計算書)
- ・費用 (損益計算書)
- ・資産および負債 (貸借対照表)
- ・資本および資金調達 (capital and financing) (貸借対照表)

6) 検討に際し、条件等の一部について、筆者により補足を目的とした修正を行っている。

7) 「組織 (organization)」とは、連結財務諸表が作成される企業集団、(複数の) 企業その他の主体 (子会社および共同支配企業を含む) をいう (TCFD 2017a, Appendix 5)。なお、「組織」には、金融組織と非金融組織の両方を含む (TCFD 2017c, Appendix 2)。

8) TCFDは、「貸借対照表 (Balance Sheet)」と表記している。

9) 「エクスポージャー (exposure)」とは、低炭素経済への移行および (または) 気候変動の物理的な側面に起因するネガティブな影響に対する組織の脆弱性またはポジティブな影響を実現する能力をいう (TCFD 2017b, p. 7)。

表1 TCFD が提示する気候関連リスクの詳細

種類	説明	具体例
移行リスク	<p>政策および法的リスク</p> <p>気候変動をめぐる政策活動は、進歩し続けており、一般に、①気候変動に悪影響を及ぼす行動の制限を目的とする政策活動と、②気候変動への適応を促進することを目的とする政策活動に大別される。例えば、①温室効果ガス排出量を削減するためのカーボンプライシングの導入、②低排出エネルギー源の使用、③エネルギー効率に優れた手法の採用、④水利用効率に優れた手法の採用、および⑤より持続可能な土地利用法の推進がある。</p> <p>加えて、「訴訟または法的リスク (litigation or legal risk)」という重要なリスクが存在する。近年、組織が①気候変動の影響の緩和*に失敗したこと、②気候変動への適応**に失敗したこと、③重要な財務上のリスクを十分に開示しなかったことに起因して、不動産所有者、地方自治体、州政府、保険会社、株主、および非営利組織が提起する訴訟が、増加傾向にある。気候変動による損失や損傷が拡大するにつれて、訴訟リスクも増加することであろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出価格の値上り</li> <li>・排出量を報告する義務の強化</li> <li>・既存の製品およびサービスに対する規制の強化</li> <li>・訴訟にさらされること</li> </ul>
	<p>技術リスク</p> <p>低炭素かつエネルギー効率に優れた経済システムへの移行に資する技術上の改善またはイノベーションは、組織に重要な影響を及ぼしうる。例えば、①再生可能エネルギー、②蓄電池、③エネルギー効率、④炭素回収および貯留***といった新技術の開発および使用は、組織の競争優位、生産・物流コスト、そして究極的にはエンドユーザーの製品・サービスに対する需要に影響を及ぼすことであろう。新技術への置換えや既存の経済システムの一部の崩壊といった「創造的な破壊」プロセスによって、勝ち組と負け組が明確になることであろう。技術開発の時期と技術を適用する時期は、技術リスクを評価する鍵となる不確実性となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の製品およびサービスをより低排出のものに置き換えること</li> <li>・新技術に対する投資の失敗</li> <li>・低排出技術への移行に伴い生じる費用</li> </ul>
	<p>市場リスク</p> <p>気候変動が市場に及ぼす影響は、多様かつ複雑である。なかでも、気候関連リスクと気候関連の機会****がこれまで以上に色濃く反映されることによる特定の商品、製品、サービスに対する需要と供給の変化が、市場に及ぼす主要な影響である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者行動の変化</li> <li>・市場シグナルの不確実性</li> <li>・原料価格の値上り</li> </ul>
	<p>評判リスク</p> <p>気候変動は、低炭素経済への移行に対する組織の貢献に関する顧客または社会による認知の変化と結び付くことにより、評判リスクの潜在的な要因となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の嗜好の変化</li> <li>・業種に対するスティグマ</li> <li>・利害関係者の懸念の拡大</li> <li>・利害関係者からのネガティブなフィードバック</li> </ul>
物理的リスク	<p>急性リスク</p> <p>急性リスクは、サイクロン、ハリケーン、洪水といった、極端な気象事象の重大性の増加を含む事象に由来するものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイクロン、洪水といった極端な気象事象の重大性の増加</li> </ul>
	<p>慢性リスク</p> <p>慢性リスクは、海面上昇または長期的な熱波の原因となる気候パターン(高温の継続を含む)の長期的な変化に由来するものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降水パターンの変化</li> <li>・気候パターンの大幅な変化</li> <li>・平均気温の上昇</li> <li>・海面の上昇</li> </ul>

\*「緩和 (mitigation)」とは、①温室効果ガス(二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、亜酸化窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PCFs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)の排出を削減または防止する取組みをいう。また、②新技術および再生可能エネルギーの使用、旧設備のエネルギー効率化、経営実務または消費者行動の変化を意味する場合もある(TCFD 2017c, Appendix 2)。

\*\*「適応(adaptation)」とは、①気候変動による悪影響を予測し、気候変動によって生じうる損害を防止するか最小限にとどめるべく適切な行動を採ること、または②起こりうる機会を活用することをいう(TCFD 2017c, Appendix 2)。

\*\*\*「炭素回収および貯留(Carbon Capture and Storage: CCS)」とは、発電所および産業プロセスにおいて化石燃料を使用することにより排出された二酸化炭素を回収し地中深くに貯留することにより、二酸化炭素が大気中に拡散することを防ぐ技術をいう(TCFD 2017c, Appendix 2)。

\*\*\*\*「気候関連の機会(climate-related opportunity)」は、気候変動が組織に及ぼすポジティブな潜在的影響をいう(TCFD 2017a, Appendix 5)。

表2 気候関連リスクが財務に及ぼす潜在的な影響

種類	具体例	財務に及ぼす潜在的な影響
移行リスク	政策および法的リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令順守費用の増加や保険料の値上りとといった、営業費の増加</li> <li>・ 政策変更起因する現有資産の償却、減損、除去の前倒し</li> <li>・ 罰金および判決に起因する製品・サービスに対するコストの増加および(または)需要の減少</li> </ul>
	技術リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現有資産の償却および除去の前倒し</li> <li>・ 製品・サービスに対する需要の減少</li> <li>・ 新技術または代替技術の研究開発に対する支出</li> <li>・ 技術開発のための設備投資</li> <li>・ 新たな実務およびプロセスの適用に要するコスト</li> </ul>
	市場リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者の嗜好の変化に起因する製品・サービスに対する需要の減少</li> <li>・ インプット(エネルギー・水) 価格の変動に起因する製品原価の増加</li> <li>・ アウトプット(廃棄物処理) 規定の変更に起因する製品原価の増加</li> <li>・ エネルギー費用の急激かつ予期せぬ変動</li> <li>・ 収益の減少の結果に起因する収益構造および収益源の変化</li> <li>・ 資産の再評価(化石燃料の備蓄量、土地の評価額、有価証券の評価額)</li> </ul>
	評判リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品の品質低下</li> <li>・ 消費者の嗜好の変化</li> <li>・ 業種に対するスティグマ</li> <li>・ 利害関係者の懸念の拡大</li> <li>・ 利害関係者からのネガティブなフィードバック</li> </ul>
物理的リスク	急性リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送時の支障やサプライチェーンの分断といった、生産能力の減少に起因する収益の減少</li> <li>・ 健康、安全、欠勤の常態化といった、労働力に対する悪影響に起因する収益の減少および費用の増加</li> <li>・ リスクが高い立地の資産に生じる損傷に起因する現有資産の償却および除去の前倒し</li> </ul>
	慢性リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水力発電所に対する水の供給不足や原子力・化石燃料発電所における冷却不足に起因する営業費の増加</li> <li>・ 設備の損傷に起因する資本費用の増加</li> <li>・ 売上・アウトプットの減少に起因する収益の減少</li> <li>・ 保険料の値上り、リスクが高い立地の資産に対する保険の適用可能性の低下</li> </ul>

(TCFD 2017a, Table 1をもとに筆者作成)

ちなみに、本稿ととくに関連を有する「資産および負債」のカテゴリについては、次のとおり指摘されている(TCFD 2017a, Figure 2)。

- ・ 気候変動に起因する政策、技術、および市場ダイナミクスの変化によって生じる需要と供給の変化は、組織の資産および負債の評価額に影響を及ぼしうる。

- ・ 長期性資産の利用、とくに埋蔵資源の利用は<sup>10)</sup>、気候関連事象の影響を受けやすい。
- ・ 資産および負債に及ぼす影響、とりわけ長期性資産に対する潜在的な影響についての兆候について、①確約済の将来行動、および②新規の設備投資・リストラクチャリング・償却・減損を伴う意思決定に焦点を当

10) これにより、IAS 第37号の適用対象となる資産除去義務(廃棄、原状回復、およびそれらに類似する負債)が生じる。

表3 「資産および負債」の категорияが気候関連リスクの影響を受けやすい業種

		業種	費用	資産および負債
金融		銀行 (Banks)	—	○
		保険 (Insurer)	○	○
		資産所有者 (Asset Owners)	—	○
		資産管理者 (Asset Managers)	—	○
非金融	エネルギー (Energy)	石油・ガス (Oil and Gas)	○	○
		石炭 (Coal)	○	○
		電力 (Electric Utilities)	○	—
	運輸 (Transportation)	航空貨物 (Air Freight)	○	—
		航空旅客輸送 (Passenger Air Transportation)	○	—
		海運 (Maritime Transportation)	○	—
		鉄道 (Rail Transportation)	○	—
		トラック輸送 (Trucking Services)	○	—
		自動車・自動車部品 (Automobiles and Components)	○	—
	素材および建設 (Material and Buildings)	金属・鉱業 (Metals and Mining)	○	—
		化学 (Chemicals)	○	—
		建設素材 (Construction Materials)	○	—
		資本財 (Capital Goods)	○	—
		不動産管理・開発 (Real Estate Management and Development)	○	○
	農業・食料・林業 (Agriculture, Food, and Forest)	飲料 (Beverages)	○	—
		農業 (Agriculture)	○	○
加工食品・加工肉 (Packaged Foods and Meats)		○	○	
製紙・林業 (Paper and Forest Products)		○	○	

(TCFD 2017b, Figure 5をもとに筆者作成)

てた情報を提供することが重要である。

さらに、気候関連リスクは、業種や立地等によって程度の差はあれども、ほとんどすべての業種に影響を及ぼしうる (TCFD 2017a, p. 8)。そこで、TCFDは、業種ごとに、上記4つのカテゴリーが気候関連リスクに起因する財務的影響を受けやすいかを明確にしている。表3は、本稿と関連を有する「資産および負債」と「費用」のカテゴリーに対する影響の有無について抽出したものである。

### 2.3 引当金会計との結び付き

「In Brief」は、気候関連リスクが引当金会計に次の影響を及ぼしうるとしている (IASB

2019, p. 6)。

- ・引当金の「最善の見積り」(4.1を参照)に気候関連のリスクシナリオを反映し、将来の収益が減少するかまたは原価が増加することによる、不利な契約に関する引当金の認識。
- ・採掘業における、規制の変更またはプロジェクト年数の短縮による設備の廃棄または原状回復義務<sup>11)</sup>にかかる(認識済みの)引当金額の増加<sup>12)</sup>。
- ・環境規制等による潜在的な訴訟、罰金の支払い等にかかる偶発負債の開示(企業が規制に違反した可能性があるものの、支払可能性が50%未満<sup>13)</sup>と判断される場合)。

11) 以下、原則として、「資産除去義務(廃棄, 原状回復, およびそれらに類似する負債)」と表記を統一する。

12) CDSBは、新たに引当金を認識するケースについても言及している(7.1を参照)。

13) 支払可能性が50%未満と判断される場合には、引当金の認識要件(蓋然性要件)を充足しない(3.1および3.3.1を参照)。

また、「教育資料」は、気候関連事象がIAS第37号の適用対象となる次の諸項目の認識、測定、および開示に影響を及ぼしうるとしている<sup>14)</sup> (IASB 2020b, p. 4)。

- ・気候関連の目標を達成できなかった場合や、特定の行動の防止または促進に失敗した場合に、政府によって課される賦課金
- ・環境汚染の修復に関する法規制と関連を有する項目
- ・気候関連規制の変更に伴い、将来の収益が減少するかまたは原価が増加することによって、不利な契約に該当する契約
- ・気候関連目標を達成するために製品またはサービスを再設計すべく実施するリストラクチャリング

以上より、IASBは、主として気候関連の法や規制さらには訴訟による影響を念頭に置いていることが分かる。また、次節以降において言及するとおり、CDSBも同様である。したがって、引当金会計は、気候関連リスクのうち、主として「移行リスク」に分類される「政策および法的リスク」(訴訟リスクを含む)の影響を受けるといえる。

もっとも、各種リスクは相互排他的ではなく(TCFD 2017a, fn. 32)、「政策および法的リスク」(訴訟リスクを含む)以外のリスクが、引当金会計と無縁であるというわけではない。これについて、CDSBは、「物理的リスク」も引当金会計に影響を及ぼしうるとしており(CDSB 2020, p. 17)、複数のリスクが引当金会計に影響を及ぼしうることを示唆している。事実、例えば、表2に示したとおり、財務的影響のひとつとして挙げられている「現有資産の除去の前倒し」は、「移行リスク」に分類される「政

策および法的リスク」と「技術リスク」に加えて、「物理的リスク」とも関連を有する。また、不利な契約に関して、「収益の減少または原価の増加」は、「移行リスク」に分類される「市場リスク」と「評判リスク」に加えて、「物理的リスク」とも関連を有する<sup>15)</sup>。

## 2.4 引当金の測定における分類

気候関連リスク(および不確実性)は、引当金の「最善の見積り」(4.1を参照)に影響を及ぼすとされる(IASB 2019, p. 6)。そして、IAS第37号は、引当金の測定において現在価値計算を行うに際し、「負債に固有のリスク」を反映した税引前の利子率を用いることとしている(4.2.3を参照)。いいかえれば、「企業に固有のリスク」は、引当金の測定額に反映しないということである。

CDSBは、資産除去義務(廃棄、原状回復、およびそれらに類似する負債)を念頭に置いて、引当金の測定に要するキャッシュアウトフローおよび割引利子率の算定に際し、気候関連事象と関連を有するリスクおよび不確実性を反映することとしている(CDSB 2020, p. 17)。気候関連リスクを引当金の測定額に反映するというのであれば<sup>16)</sup>、気候関連リスクは、「負債に固有のリスク」に該当すると解することが自然であるといえる。

## Ⅲ 気候関連リスクと引当金の認識

### 3.1 引当金の定義と認識要件

IAS第37号「引当金、偶発負債、および偶発資産」は、「引当金(provision)」を「時期または金額に不確実性を有する負債<sup>17)</sup>」(IAS 37,

14) AASB and AUASB (2019, p. 14) も、同様の例を挙げている。

15) CDSBによる不利な契約の設例は、「政策および法的リスク」を念頭に置いている(Ⅷ節を参照)。

16) 引当金の測定に際し、気候変動リスクそのものを定量化する必要はない(3.4を参照)。

17) IAS第37号は、2018年公表の新概念フレームワーク公表後も、「過去の事象の結果として生じる現在の義務であり、決済に際し経済的便益を意味する資源が流出することが予想されるもの」(IASB 2010a, par. 4.4 (b)) という2010年公表の概念フレームワークによる負債の定義を参照することとしている(IAS 37, fn. 1)。

par. 10)と定義し、引当金の認識要件として次の3つの要件を提示している。これら3要件をすべて充足する項目は、引当金として認識する<sup>18)</sup>。

- ・過去の事象の結果として、現在の義務(法的義務または推定的義務<sup>19)</sup>)が存在すること(「現在の義務要件」)。
- ・義務の決済に要する経済的便益を意味する資源が流出する蓋然性が高いこと(「蓋然性要件」)。
- ・信頼性をもって義務額を見積もることができること(「測定可能性要件」)。

現在の義務要件は、「過去の事象(義務発生事象)」が生じた結果として「現在の義務」(法的義務または推定的義務)が存在することを求める。また、蓋然性要件は、義務の決済に要する経済的便益を意味する資源の流出について、一定水準(50%超)の蓋然性を求める。さらに、測定可能性要件は、引当金が他の項目と比べて決済に要する将来支出の時期または金額に関する不確実性が高いこと(IAS 37, par. 11 (b))をふまえ、見積額の「信頼性(reliability)」<sup>20)</sup>を求める。

他方、これら3要件をひとつでも充足しない項目は、引当金として認識せず、偶発負債に分類し、一定の条件のもと開示を要する(V節を参照)。IAS第37号は、「偶発負債(contingent liability)」を次のとおり定義している(IAS 37, par. 10)。

- (a) 過去の事象の結果として生じ、その存在が企業の管理下にはないひとつまたは複数の将来事象の発生または不発生によってのみ確認される潜在的な義務  
または

(b) 過去の事象の結果として生じた現在の義務であるものの、次のいずれかの理由によって認識されなかったもの

- (i) 義務の決済に要する経済的便益を意味する資源が流出する蓋然性が低いこと
- (ii) 十分な信頼性をもって義務額を測定できないこと

ちなみに、IAS第37号は、①現在の義務が存在するか不確実である場合が「稀である(rare)」こと、また、②十分な信頼性をもって義務額を測定できない状況が「極めて稀である(extremely rare)」ことを前提としている(3.2.2.および3.4を参照)。したがって、「(a)」に分類される偶発負債は「稀な」項目であり、また、「(b) (ii)」に分類される偶発負債は「極めて稀な」項目ということになる。そうすると、基準上、偶発負債として主に想定されるのは、蓋然性要件を充足しなかったことから「(b) (i)」に分類される項目ということになる。

## 3.2 現在の義務要件

### 3.2.1 義務発生事象

#### 3.2.1.1 2つの見解

IAS第37号は、企業に現在の義務が生じる原因となった「過去の事象」を、義務発生事象とよぶ。ここに「義務発生事象(obligating event)」とは、「企業を、義務を決済すること以外に『現実的な選択肢を有しない(no realistic alternative)状況』に置く法的義務または推定的義務を生じさせる事象」(IAS 37, par. 10)(傍点筆者)をいう。ここに「義務を決済すること以外に現実的な選択肢を有しない状況」とは、次の状況をいう(IAS 37, par. 17)。

18) IAS第37号は、3要件の適用順序を明確にしていない。これについて、認識が「財政状態計算書または財務業績計算書に記載すべく、財務諸表の構成要素の定義を充足する項目を捕捉するプロセス」(IASB 2018, par. 5.1)であるならば、理念上、まず財務諸表の構成要素の定義の充足に関する現在の義務要件の充足を確認したうえで、蓋然性要件および測定可能性要件の充足を判定すべきであろう。

19) 推定的義務の定義については、6.1を参照。

20) IAS第37号は、依然として「信頼性」を参照したままとなっている。

- ・法的義務については、義務を決済することを法的に強制される状況。
- ・推定的義務については、企業が義務を履行するであろうという妥当な期待を、他者が抱く状況。

他方、IAS第37号は、過去の事象の結果として生じ、企業の将来行動とは関係なく存在する義務を、引当金として認識することとしている (IAS 37, par. 19)。つまり、IAS第37号は、経済的資源の移転が企業の将来行動によって条件付きとなる場合における義務の識別について、次に示す2つの異なる見解を併記しているわけである (IASB 2020a, par. 1.1)。

見解 A：経済的資源の移転を回避するために要する将来行動が非現実的であったとしても、企業が経済的資源の移転を回避する理論上の能力を有する限り、義務は存在しない (パラグラフ 19に基づく見解)。

見解 B：経済的資源の移転を回避するために要する将来行動が非現実的であれば、企業は経済的資源の移転を回避する実質的な能力を有しないから、義務が存在する (パラグラフ10に基づく見解)。

見解 Aは、現在の義務は過去の事象の結果として生じ、かつ、「厳密に無条件 (strictly unconditional)」であることを求めるものである (IASB 2013, par. 3.75)。他方、見解 Bは、企業が将来における経済的資源の移転を回避す

る「実質的な能力 (practical ability)」を有しなければ、現在の義務が存在すると解する<sup>21)</sup>。つまり、見解 Bは、現在の義務は過去の事象の結果として生じ、かつ、「実質的に無条件 (practically unconditional)」であることを求めるものである (IASB 2013, par. 3.84)。

### 3.2.1.2 見解 Aの適用：賦課金

IFRIC第21号「賦課金」は、見解 Aを適用し、「賦課金<sup>22)</sup>を支払う契機となる法が定めた企業の行動」を義務発生事象とするという解釈を提示している (IFRIC 21, par. 8)。

そうすると、気候関連の賦課金について、法または規制が「年間の温室効果ガス排出量」といった気候関連の目標 (指標) を定めている状況において企業がそれを達成できなかったことや、法が定めた特定の行動の防止または促進に失敗したこと (2.3を参照) が、義務発生事象に該当する。いいかえれば、見解 Aを適用すれば、そのような企業行動が生じる以前の時点において、賦課金の支払義務は存在しないということである<sup>23)</sup>。

ちなみに、TCFDは、気候関連の指標の例について、次頁の表4のとおり整理している。

### 3.2.1.3 見解 Bの適用：リストラクチャリング

IAS第37号 (パラグラフ72) は、リストラクチャリングについて見解 Bを適用し、次の2要件を充足する場合、推定的義務が生じるという解釈を提示している (IAS 37, par. 72)。

- (a) 企業が、少なくともリストラクチャリングに関連する諸事項 (関連する事業または事業の一部、影響を受ける主たる事業所、補償対象となる従業員の勤務地・職種・

21) 見解 Aによれば、たとえ理論上のものであったとしても、企業が将来における経済的資源の移転を回避する能力を有すれば、現在の義務は存在しないことになる。しかし、付帯条件がその最たる例であるように、経済的資源の移転が無条件に求められる以前に要する一連の行動のうち、最終行動の重要性が相対的に低い場合、最終行動をメルクマールとする見解 Aは、企業の財政状態を忠実に表現することに資するとはいえない (IASB 2013, pars. 3.77 and 3.78)。

22) 「賦課金 (levy)」とは、政府が法令 (法または規制) に基づいて企業に課すことにより生じる、経済的便益を意味する資源の流出 (IAS第12号「法人所得税」の適用対象となる法人所得税等、他の基準の適用対象となるもの、法令違反によって科される罰金等を除く) をいう (IFRIC 21, par. 4)。

23) 2018年公表の新概念フレームワークを適用した場合における解釈については、補遺 (補2.1) を参照。



表4 気候関連の指標の例

分類	リスクの種類	指標	
温室効果ガス 排出量	排出量	移行リスク	温室効果ガスの種類・排出源・範囲ごとの総排出量
	排出原単位	移行リスク	収益・売上高・生産量等、アウトプットごとの排出量
	潜在的な排出量	移行リスク	化石燃料の埋蔵量あたりの排出量
エネルギー/ 燃料	エネルギー使用量	移行リスク	エネルギー総使用量(メガワットアワー(MWh)またはギガジュール(GJ)/年)
	エネルギー原単位	移行リスク	収益・売上高・生産量・床面積等ごとの総エネルギー消費量
	エネルギーミックス	移行リスク	再生可能エネルギー・水力・石炭・石油・天然ガス等、エネルギー源の種類割合(MWhまたはGJ)
水	水の使用量	物理的リスク	淡水の総取水量(m <sup>3</sup> )
	用水原単位	物理的リスク	収益・売上高・生産量等、アウトプットごとの使用量
	水源	物理的リスク	水ストレスが高い地域における取水量(m <sup>3</sup> )、水処理量、リサイクル量(m <sup>3</sup> )
土地利用	土地被覆	物理的リスク	草原・森林・耕作地・牧草地・市街地等、被覆種類の割合(%), 被覆種類の年次変化
	土地の利用慣行	移行リスク	耕作地・牧草地・持続可能な利用への使用割合(%)
立地	沿岸地域	物理的リスク	沿岸地域の立地
	洪水地帯	物理的リスク	洪水地帯に指定された地域の立地
リスクの適応 および緩和	研究開発	—	低炭素製品・サービス・技術の開発に対する投資額
	設備投資	—	低炭素技術・エネルギー効率等の開発に対する投資額, 気候関連リスクに対する適応能力(レジリエンス)の向上を目的とした投資額

(TCFD 2017b, Table 1をもとに筆者作成)

およそその人数、支出額、および計画を  
実行する時期)について、詳細かつ正式  
な計画を有すること。

- (b) 企業がリストラクチャリング計画の実行  
に着手するかまたはリストラクチャリン  
グ計画の要諦を通達することによって、  
リストラクチャリングが実行されるであ  
ろうという妥当な期待を、影響を受ける  
関係者が抱くこと。

企業は、以上の2要件を充足すれば、リス  
トラクチャリング計画を実行すること以外に現実  
的な選択肢を有しない(いいかえれば、計画の  
実行に伴う経済的資源の移転を回避する実質的  
な能力を有しない)ことになる。したがって、  
気候関連目標を達成するために製品またはサー

ビスを再設計すべく実施するリストラクチャ  
リング(2.3を参照)についても、「リストラクチャ  
リング計画の実行に着手すること」または「リ  
ストラクチャリング計画(の要諦)を通達する  
こと」が、義務発生事象に該当する<sup>24)</sup><sup>25)</sup>。

### 3.2.1.4 2つの見解の使い分け

IAS第37号(とその解釈指針)がいずれの見  
解を適用すべきか明確にしている項目は、賦課  
金(見解A)とリストラクチャリング(見解B)  
のほか、WEEE指令に基づく「一般家庭から  
の過去廃棄物」の処理義務(IFRIC第6号「特定  
の市場への参入によって生じる負債—電気・電  
子機器廃棄物」)<sup>26)</sup>の3項目のみである(IASB  
2020a, par. 1.3(a))。

そこで、これら以外の項目について、いずれ  
の見解を適用すべきかが問題となろう。しかし、

24) 2018年公表の新概念フレームワークを適用した場合における解釈については、補遺(補2.2)を参照。  
25) 米国基準(ASC 420「撤退または処分費用にかかる義務」)は、撤退または処分計画を通達することによって現  
在の義務は生じないとしており(ASC 420-10-25-2)、リストラクチャリングにかかる義務発生事象の解釈がIAS  
第37号と異なる。  
26) IFRIC第6号は、見解Aを適用している。

上記3項目からいずれの見解を適用すべきか規則性を見出すことは困難であり、財務諸表作成者の判断に委ねられることとなる<sup>27)</sup>。

### 3.2.2 蓋然性に基づく義務の存在の判断

「稀である」とされるが(3.1を参照)、訴訟等、義務が存在する根拠となる過去の事象が生じたのか、または過去の事象の結果として現在の義務が存在するのか定かではない場合がある。これについて、IAS第37号は、入手可能なすべての証拠(報告期間の終了日以降に入手した追加証拠を含む)に照らして、報告期間の終了日に現在の義務が存在する蓋然性のほうが高ければ(more likely than not)<sup>28)</sup>、現在の義務が存在するとみなすこととしている(IAS 37, pars. 15 and 16)。現在の義務が存在するとみなされる具体的な蓋然性の水準は、「50%超」である。

例えば、企業を被告とする気候関連の損害賠償請求訴訟が提起された場合、弁護人の助言等の入手可能な証拠に照らして企業側が敗訴となる蓋然性のほうが高いと判断されれば、賠償金の支払義務が存在すると判断する。他方、入手可能な証拠に照らして企業側が勝訴となる蓋然性のほうが高いと判断されれば、賠償金の支払義務は存在しないと判断する。以降、入手可能な証拠に照らして、同様に判断すればよい。

CDSBは、環境汚染に関する損害賠償請求訴訟に関して、入手可能な証拠に照らしていったん義務は存在しないと判断したものの、その後敗訴となる蓋然性が高くなったと判定されたことから義務が存在すると判断した場合には、その時点において引当金を認識する<sup>29)</sup>こととしている(CDSB 2020, p. 17)。

### 3.2.3 新法の制定

IAS第37号は、法改正によって事後的に義務

が生じる(ひいては引当金を認識する)場合があるとしている。例えば、環境汚染を引き起こした時点において法を根拠とする修復義務が生じなくとも、その後新法が成立して過去の汚染の修復が適宜的に義務づけられれば、「過去に環境汚染を引き起こしたこと」が事後的に義務発生事象に該当し、義務(法的義務)が生じる(IAS 37, par. 21)。

また、IAS第37号は、法案段階にある新法の詳細が確定していない場合、新法が原案どおりに成立することが「ほぼ確実(virtually certain)」となった時点<sup>30)</sup>において、当該新法にかかる義務(法的義務)が生じるとしている(IAS 37, par. 22)。これに基づき、CDSBは、気候変動に関連する新法を根拠とする義務は、当該新法の制定が「ほぼ確実」となるまで(必ずしも新法が成立するまでとはいえないかもしれないが)生じないとしている。また、これに関して、CDSBは、新法にかかる義務が存在しないと判断される時点において、経営者が当該義務を投資家にとって重要性を有する項目であると判断する場合<sup>31)</sup>、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき、財務諸表に対する注記において潜在的な変化について開示することは妨げられないとしている(CDSB 2020, p. 17)。

## 3.3 蓋然性要件

### 3.3.1 蓋然性の水準

IAS第37号は、蓋然性要件の文言に盛り込まれている「蓋然性が高い(probable)」という用語について、「資源の流出が生じる蓋然性が、資源の流出が生じない蓋然性よりも高い(more likely than not)」という解釈を提示している(IAS 37, par. 23)。つまり、資源の流出が生じ

27) 推定的義務に関するCDSBの設例は、見解Aを適用している(VI節を参照)。

28) 蓋然性要件とは異なり、“probable”という用語は用いられていない。

29) もちろん、引当金の認識に際しては、現在の義務要件以外の要件も充足する必要がある。

30) 法の成立要件は個々の環境や状況によって異なることから、基準上、新法の制定をほぼ確実とする単一の事象を提示することは不可能であるとされる。また、ほとんどの場合、法が成立するまでは法が原案どおりに成立することが「ほぼ確実」とであるとはいえないとされる(IAS 37, par. 22)。

31) 重要性の判断については、IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」を参照する。

る「蓋然性が高い」とされる具体的な蓋然性の水準は、「50%超」である<sup>32)</sup>。

### 3.3.2 現在の義務要件との連動

訴訟については、「資源が流出する蓋然性の高さ」と「現在の義務の存在」が「原告側の請求内容の妥当性」という共通の要因に依存することから、蓋然性要件の充足と現在の義務要件の充足が連動することが指摘されている(IASB 2010b, pars. 6 and 7)。つまり、資源が流出する蓋然性が高くなければ、現在の義務は存在しない(蓋然性要件を充足しなければ、現在の義務要件も充足しない)ということである<sup>33) 34)</sup>。

ちなみに、他の項目、例えば、賦課金や資産除去義務(廃棄、原状回復、およびそれらに類似する負債)についても、2要件の充足が連動するはずである。

### 3.4 測定可能性要件

IAS第37号は、引当金の認識に際し、十分な信頼性をもって義務額を測定できない状況が「極めて稀である」ことを前提としている(IAS 37, par. 26)。

これについて、引当金の測定においては、気候関連リスクに起因する事象が、測定の対象となる。いいかえれば、気候関連リスクそのものを定量化する必要はないということである。例えば、賦課金、罰金、および損害賠償については、法や判決に基づく支払額を算定すればよい。また、資産除去義務(廃棄、原状回復、およびそれらに類似する負債)については、気候関連規制によって有形固定資産の耐用年数が短縮さ

れることにより、測定額(キャッシュアウトフローの見積り)が増加することが指摘されている(2.3を参照)。この場合における増加額は、耐用年数短縮後のシナリオに基づき算定できるはずである。さらに、不利な契約に関しては、気候関連の目標(脱プラスチックなど)に適合する代替部品を使用することにより製造原価が増加し、販売契約が不利な契約に該当する可能性があることが指摘されている(VIII節を参照)。代替部品の原価は、購入原価または製造原価を参照すれば算定できるはずである。その他、IASBおよびCDSBは、気候関連リスクを反映することによって引当金の測定が困難となる状況を想定していない。

したがって、引当金(および偶発負債)の測定可能性に関する前提は、気候関連リスクを新たに捕捉することとなっても、特段変化しないといつてよいであろう。

## IV 気候関連リスクと引当金の測定

### 4.1 測定原則

#### 4.1.1 最善の見積り

IAS第37号は、引当金を「報告期間の終了日において、現在の義務を決済するために要する支出額の最善の見積り」(IAS 37, par. 36)によって測定することとする測定原則(測定目的)を提示している。そして、「現在の義務を決済するために要する支出額の『最善の見積り(best estimate)』』とは、「報告期間の終了日に

32) 蓋然性の水準を引き下げの可能性については、IX節を参照。

33) 訴訟については、逆(現在の義務要件を充足しなければ、蓋然性要件も充足しない)もまた然りといえよう。

34) 現在の義務要件と蓋然性要件の充足が連動するのであれば、訴訟に関する偶発負債については、蓋然性要件を充足しない時点において、「(b)(i)」(未認識の現在の義務)ではなく、「(a)」(潜在的な義務)に分類すべきであろう。なお、これに関して、IAS第37号は、偶発負債について、定義の文言上、ひとつの種類の不確実性のみを有することしか想定していない。しかし、訴訟は、同時に複数の不確実性を有する可能性がある。例えば、事実認定について争いがある場合、裁判所が判決を言い渡すまで、被告側に賠償金の支払義務が存在するか不確実な場合がある(存在の不確実性)。加えて、裁判所が判決を言い渡すまで、賠償額の支払いや賠償額は確定しない(結果の不確実性)(IASB 2013, par. 2.32(g))。さらに、裁判所が判決を言い渡すまで、賠償額は確定しないから、見積りを要する(測定の不確実性)。

において、義務を決済するかまたは第三者に移転するために要する合理的な支払額」(IAS 37, par. 37)をいう。したがって、IAS第37号が提示する測定原則は、次の3つの特徴を有する。

- ・「報告期間の終了日」における決済を想定する<sup>35)</sup>。
- ・「決済」は、「相手方との決済」または「第三者への移転」を意味する。
- ・「支出額の最善の見積り」という文言より、事業活動から生じるアウトプット原価の情報を提供する「出口価値(exit value)」(IASB 2018, par. BC6.14)を想定する。

CDSBは、気候関連リスク(および不確実性)が、新たに認識する引当金または認識済みの引当金の「最善の見積り」に影響を及ぼしている(CDSB 2020, p. 17)。そして、ほとんどの場合、気候関連リスクは、「最善の見積り」を増額させる効果を有する<sup>36)</sup>。例えば、IASBは、気候関連リスクが(認識済みの)引当金の測定額に及ぼす影響の例として、気候関連規制の変更またはプロジェクトの年数の短縮による設備の廃棄または原状回復にかかる(認識済みの)引当金額の増加を挙げている(2.3を参照)。また、CDSBも、資産除去義務(廃棄、原状回復、およびそれらに類似する負債)の設例において、気候関連規制に基づき関連する有形固定資産の耐用年数が短縮されることにより、引当金額が

増加することを示している(Ⅶ節を参照)。

## 4.2 見積手法

### 4.2.1 将来キャッシュアウトフローの見積り

製品保証等の母集団が大きい項目については、将来キャッシュアウトフローの見積りに期待値を用いる(IAS 37, par. 39)。他方、単一の義務については、将来キャッシュアウトフローの見積りに最頻値を用いる(IAS 37, par. 40)。

気候関連リスクの影響を受けることが想定される諸項目(表3および2.3を参照)は、概して製品保証のように反復的に生じる項目ではなく、単一の義務に該当するといつてよいであろう。そうすると、気候関連リスクの影響を受けるとされる諸項目の将来キャッシュアウトフローの見積りについて、第一義的には最頻値を適用することを想定すべきように思われる<sup>37)</sup>。

もっとも、IAS第37号は、単一の義務の見積りについて、他の生起しうる結果も勘案する必要があるとしている。そして、生起しうる結果に基づく将来キャッシュアウトフローのほとんどすべてが、最も生起しうる結果に基づくそれよりも大きくなるかまたは小さくなる場合には、最頻値に代わるより適切な額を用いることとしている(IAS 37, par. 40)。これをふまえ、IAS第37号は期待値に近似する場合にのみ(簡便的に)最頻値の使用を推奨しているという解釈もある(IASB 2020a, par. 3.7)。また、決済概念

35) 引当金の測定原則にいう「決済」について、いかなる時点における「決済」を想定すべきかについて、次の2つの見解(「決済概念(settlement notion)」という)が識別されている(IASB 2006, pars. 1 and 3)。

- ・最終的な決済概念(ultimate settlement notion)
- ・現時点における決済概念(current settlement notion)

「最終的な決済概念」は、将来、企業が実際に義務を決済することを前提とするものである。他方、「現時点における決済概念」は、各報告期間の終了日に企業が義務を決済することを仮定するものである(企業会計基準委員会 2009, 61-64項)。ちなみに、IAS第37号の文言(本文を参照)どおり解するならば、IAS第37号は、「現時点における決済概念」を採ると解すべきはずである。

36) 他方、測定額に自己の信用リスクを反映しており、気候関連リスクによって企業の信用状況が悪化した場合には、測定額は減少する(4.2.3を参照)。

37) 米国基準(ASC 410-20「資産除去義務」およびASC 420「撤退または処分費用にかかる義務」)を適用した場合、資産除去義務およびリストラクチャリングにかかる義務については、公正価値を期待現在価値法によって見積める(ASC 410-20-30-1; ASC 420-10-30-1 and 420-10-30-2)。期待現在価値法は、将来キャッシュアウトフローの見積りに期待値を用いる。

との関係でいえば、「現時点における決済概念」を採る場合(注35を参照)、報告期間の終了日に企業が義務を決済すれば要するであろう支払額(加重平均価値)との親和性が高い期待値を用いるべきである(企業会計基準委員会 2009, 61-64項)。

#### 4.2.2 リスク調整

引当金の「最善の見積り」には、多くの事象および状況において不可避免的に生じるリスク(「結果の変動性(variability of outcome)」)および不確実性を反映する(IAS 37, par. 42)。

また、現在価値計算を前提とすれば、リスクは、利子率を引き下げるかまたはキャッシュフローを増額することによって調整する<sup>38)</sup>。したがって、負債の測定額は、リスク調整をつけて増加する(IAS 37, par. 43)。

#### 4.2.3 現在価値

報告期間の終了日直後に生じるキャッシュアウトフローは、それより後に生じるものと比べて、貨幣の時間的価値によって不利となる。そこで、貨幣の時間的価値に重要性が認められる場合、引当金は、義務を決済するために要すると予想される支払額の割引現在価値をもって測定する(IAS 37, pars. 45 and 46)。割引利子率には、「貨幣の時間的価値に関する現在の市場の評価」と「負債に固有のリスク」を反映した税引前の利子率を用いる(IAS 37, par. 47)。なお、気候関連リスクは、「負債に固有のリスク」に該当すると解することが自然である(2.4を参照)。

また、資産除去義務(廃棄、原状回復、およびそれらに類似する負債)は、(超)長期項目であるから、現在価値計算を行う必要がある。超長期の負債項目については、「自己の信用リス

ク(own credit risk)」「(企業が自身の負債を履行しない可能性)」(IASB 2018, par. 6.15)が測定額に大きな影響を及ぼす可能性がある。しかし、IAS第37号は、その取扱いを明確にしていない<sup>39)</sup>。

#### 4.2.4 将来事象

義務の決済に要する支出額に影響を及ぼしうる将来事象は、その発生に関する「十分な客観的証拠(sufficient objective evidence)」が存在することを条件として、引当金の測定額に反映する(IAS 37, par. 48)。

新法の制定による影響については、新法の制定が「ほぼ確実(virtually certain)」であるという「十分な客観的証拠」が存在することを条件として、認識済みの引当金額に反映する<sup>40)</sup>。もっとも、ほとんどの場合、新法が成立するまで、「十分な客観的証拠」は存在しないとされる(IAS 37, par. 50)。気候関連の新法や新規制が引当金の測定に及ぼす影響については、当該規定に基づき、「十分な客観的証拠」が存在することを条件として適宜反映すればよい。

### 4.3 事後測定

引当金の測定額は、各報告期間の終了日における「最善の見積り」となるよう、每期見直しを行い、必要に応じて修正する<sup>41)</sup>(IAS 37, par. 59)。なお、IAS第37号は、割引利子率として、「貨幣の時間的価値に関する現在の市場の評価」を反映した利子率を用いることとしている(IAS 37, par. 47)。したがって、事後測定には、各報告期間の終了日における最新の利子率を用いる<sup>42)</sup>。

また、時の経過に伴う(引当金の)簿価の増加額は、借方側において借入費用(borrowing

38) リスクをキャッシュフローと利子率に二重に調整してはならない(IAS 37, par. 47)。

39) IFRS-ICは、実務上、自己の信用リスクは「負債に固有のリスク」ではなく「企業に固有のリスク」と解されているとしている(IFRS-IC 2011, p. 4)。つまり、IFRS-ICの言明は、実務上、自己の信用リスクを反映しないことを示唆している。

40) いいかえれば、新たな引当金を認識しないということである。

41) IFRIC第1号に基づく事後測定については、7.1を参照。

cost)として認識する(IAS 37, par. 60)。いいかえれば、IAS第23号「借入費用」に基づく資産処理は、認められないということである。

## V 気候関連リスクと引当金・偶発負債の開示

### 5.1 引当金

IAS第37号は、引当金について、その種類ごとに、次の定量情報を開示することとしている(IAS 37, par. 84)。なお、IAS第37号は、比較情報の開示を求めない。

- ・ 報告期間の開始日および終了日における簿価
- ・ 当期に追加された引当金(既存の引当金の増額を含む)
- ・ 当期の取崩額(発生し、引当金と相殺した額)
- ・ 当期の未使用の戻入額
- ・ 時の経過による割引額の増加額および利率の変動による影響額

また、IAS第37号は、引当金について、その種類ごとに、次の定性情報を開示することとしている(IAS 37, par. 85)。

- ・ 義務の特性および経済的便益の流出が予想される時期に関する簡潔な説明
- ・ 流出する資源の金額または時期に関する不確実性の兆候

- ・ 補填の予想額およびそれに対して認識された資産額<sup>43)</sup>

IAS第37号は、定性情報として開示する「流出する資源の金額または時期に関する不確実性の兆候」について、適切な情報開示を要する場合、将来事象に関する主要な前提を開示することとしている(IAS 37, par. 85)。そこで、IASBおよびCDSBは、気候関連リスクが引当金の「最善の見積り」にどのように反映されているかといった、将来事象に関する主要な前提を開示する必要が生じる可能性があるとしている(IASB 2019, p. 6; CDSB 2020, p. 18)。なお、IAS第1号に基づき、別途開示を行う可能性もある(VI節ないしVIII節を参照)。

### 5.2 偶発負債

IAS第37号は、資源が流出する蓋然性が「乏しい(remote)」場合を除き、その種類ごとに、偶発負債の特性に関する簡潔な説明を開示するとともに、実行可能であれば、次の情報を開示する<sup>44)</sup>こととしている(IAS 37, par. 86)。なお、IAS第1号に基づき、別途開示を行う可能性もある(VI節ないしVIII節を参照)。

- ・ 財務的影響の見積り
- ・ 流出する資源の金額または時期に関する不確実性の兆候
- ・ 補填を受ける可能性

42) かかる取扱いは、米国基準とは異なる。ASC 410-20「資産除去義務」は、時の経過に伴う資産除去義務の増加額について、当初測定時点の信用リスク調整済みのリスクフリー利率を用いて測定することとしている(ASC 410-20-35-5)。また、ASC 410-20は、割引前キャッシュフローの時期または金額の修正に伴う資産除去義務の増減額について、増加額については事後測定時点の信用リスク調整済みのリスクフリー利率を用いて測定し、減少額については当初測定時点の信用リスク調整済みのリスクフリー利率を用いて測定することとしている(ASC 410-20-35-8)。さらに、ASC 420「撤退または処分費用にかかる義務」は、将来期間にわたる見積キャッシュフローの時期または金額の修正に伴う負債の増減額について、当初測定時点の信用リスク調整済みのリスクフリー利率を用いて測定することとしている(ASC 420-10-35-1)。

43) 保険契約、補償約款、メーカー保証等により、引当金の決済に要する支出額の一部または全部について、補填を受ける場合がある。そして、義務を決済することにより「ほぼ確実に(virtually certain)」補填を受けることができると認められる場合、補填(資産)を認識する。補填に関して認識する資産は、引当金とは別個に認識し、相殺してはならない(IAS 37, pars. 53 and 55)。

44) 実行不可能である場合には、その旨を記述する(IAS 37, par. 91)。

CDSBは、偶発負債の開示に関して、次の点を指摘している(CDSB 2020, p. 18)。

- ・気候に関連する潜在的な義務(偶発負債の定義にいう「(a)」に分類されるもの)を、新たに開示する必要が生じる可能性がある。
- ・気候に関連する偶発負債(偶発負債の定義にいう「(b) (i)」に分類されるもの)の資源流出の蓋然性の水準が、「乏しい」から「可能性がある(possible)」へと引き上げられることにより、当該偶発負債が新たに開示対象となる可能性がある。
- ・企業が規制に違反したと認定されておらず、かつ、違反に伴う支払いを要する蓋然性が50%以下と判断される場合、気候関連規制の適用に起因する潜在的な訴訟<sup>45)</sup>または罰金に関する偶発負債を開示する必要が生じる可能性がある<sup>46)</sup>。

## VI 設例その1：推定的義務

### 6.1 基本的な取扱い

IAS第37号は、現在の義務に推定的義務を含めることとしている。ここに「推定的義務(constructive obligation)」とは、次に示す企業の行動によって生じる義務をいう(IAS 37, par. 10)。

- (a) 確立された過去の慣習、公表済の方針、または十分に明確な最新の声明により、企業が他者に対する特定の責任を果たすであろうことを示唆しており、
- (b) その結果、企業が当該責任を果たすであろうという妥当な期待を、他者が抱くに至ったこと。

また、推定的義務については、義務発生事象の定義にいう「義務を決済すること以外に現実的な選択肢を有しない状況」とは、企業が義務を履行するであろうという妥当な期待を他者が抱く状況をいう(3.2.1.1を参照)。

なお、IAS第37号は、企業の行動(例えば、十分に明確な公的声明)によって事後的に推定的義務が生じる(ひいては引当金を認識する)場合があるとしている。例えば、環境汚染を引き起こした時点において修復義務が生じなくとも、後に推定的義務が生じるようなかたちで企業が汚染を修復する方針を表明すれば、「過去に環境汚染を引き起こしたこと」が事後的に義務発生事象に該当し、その時点において義務が生じる(IAS 37, par. 21)。

### 6.2 CDSBによる設例

#### 6.2.1 シナリオ

推定的義務に関する設例のシナリオは、次頁の表5のとおりである。当期は2020年度であり、報告期間の開始日は1月1日、終了日は12月31日である。設例においては、②に基づく2025年度までに温室効果ガス排出量を正味でゼロとする目標を達成する義務(より具体的には、2025年度以降のカーボンオフセットの購入義務)の有無に焦点が当てられている。

#### 6.2.2 義務の存在の判定

##### 6.2.2.1 2020年度ないし2024年度<sup>47)</sup>

表5の②のとおり、2025年12月31日までに温室効果ガス排出量を正味でゼロとする目標は、企業が独自に策定したものである。したがって、当該目標に法的根拠はなく、法的義務は生じえない。

次に、企業が目標を公表していること、および表5の④のとおり過去に同種の目標を達成し

45) 「極めて稀である」とされるが、他の主体との係争において、開示事項の一部または全部が、企業の立場に先入観を与えるおそれがあると認められる場合、開示が免除される。当該規定を適用する場合には、開示しなかった旨およびその理由とともに、事案に関する一般的な特性を開示する(IAS 37, par. 92)。

46) これについては、IASBも指摘している(2.3を参照)。

47) 本項の記述は、CDSB(2020, p. 34)をふまえたものである。

表5 推定的義務に関する設例のシナリオ

- ①電気・電子機器を製造する企業は、温室効果ガス排出量の削減をはじめとする気候変動への対処を、自社の戦略および顧客に対する価値提案の重要な要素と位置づけている。
- ②2020年、企業は、2025年12月31日までに温室効果ガス排出量を正味でゼロとする目標を公表した。当該目標は、「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が設定した (2050年までにという) 目標よりも25年早いものであり、主として製造プロセスにおいて生じる温室効果ガスの排出量に着目している。加えて、企業は、2025年度以降のサプライチェーンおよび製造プロセスにおいて生じる温室効果ガス排出量に関する目標を設定する予定である。
- ③企業は、エネルギー効率に優れた手法を採用するとともに、エネルギー調達の大部分を環境に優しいエネルギー源に切り替えることを予定している。しかし、目標を公表した時点において実施した内部分析の結果、2025年12月31日時点において目標を達成するためには、カーボンオフセットを購入する必要があることが判明した。2025年12月31日に終了する年次報告を行う前の時点である2026年2月には、2025年度の温室効果ガス排出量に関するデータが入手可能となり、目標の達成に要するカーボンオフセット量が確定する。それに基づき、2025年度の年次報告を行った後の2026年3月に、カーボンオフセットを購入する。
- ④企業の経営者は、過去に公表した環境および気候に関連する目標をすべて達成してきたという実績を有する。例えば、2015年度には2019年度までに温室効果ガス排出量を50%削減するという目標を公表し、カーボンオフセットを購入することにより、当該目標を達成している。
- ⑤投資家は、温室効果ガス排出量をゼロとする目標を公表した後に行われた四半期決算説明会において、目標を達成する手法および企業の株価にどのように好影響を及ぼすか、質問を行った。
- ⑥2025年度以前の年次報告における「CEOの声明」および「経営者による説明」のセクションにおいては、新たな正味ゼロ戦略および2025年度の目標に関する重要な検討が行われている。

(CDSB 2020, pp. 33-35をもとに筆者作成)

た実績を有することにより、企業が目標を達成するであろうという妥当な期待を投資家その他の利害関係者が抱くならば、「企業が目標を公表したこと」が義務発生事象となり、2020年度において推定的義務が生じると解することができる。かかる解釈は、見解 B (IAS 37, par. 10) を適用したこととなる<sup>48)</sup>。

他方、見解 A (IAS 37, par. 19) は、義務は過去の結果として生じ、企業の将来行動とは関係なく存在することを前提としている。2025年度における温室効果ガスの排出量は、2025年度以前および2025年度の期中において、少なくとも理論上、企業がコントロールすることができる。いいかえれば、2025年度の排出量は、2025年12月31日まで確定しないということである。そこで、見解 A を適用すると、2020年に企業が目標を公表しただけでは、義務は生じないこととなる。

CDSBは、見解 A を適用する解釈を採用している。そうすると、2020年度ないし2024年度において、現在の義務は生じない。また、上述の

とおり、2025年度における温室効果ガス排出量の増減は、2025年度以前および2025年度の期中において、少なくとも理論上、企業がコントロールすることができる。したがって、さらにいえば、2020年度ないし2024年度においては、「過去の事象の結果として生じ、その存在が企業の管理下でないひとつまたは複数の将来事象の発生または不発生によってのみ確認される潜在的な義務」も存在しない。つまり、2020年度においては、開示対象となる偶発負債 (定義にいう「(a)」に該当するもの) も生じない。

#### 6.2.2.2 2025年度<sup>49)</sup>

2025年度において、目標設定日 (2025年12月31日) における温室効果ガス排出量が確定する。したがって、「2020年 (過去) に目標を公表したこと」が、義務発生事象に該当する。いいかえれば、2025年度における温室効果ガスの排出量は、貸借対照表日である2025年12月31日において、企業がコントロールすることはできない。そこで、企業は、2025年度において、温室効果ガス排出量ゼロという目標を達成するために要

48) 2018年公表の新概念フレームワークを適用した場合における解釈については、補遺 (補2.3) を参照。

49) 本項の記述は、CDSB (2020, p. 35) をふまえたものである。



表6 IAS 第1号に基づく2020年度の注記における開示例

当社は、気候変動戦略の一環として、本年に、2025年度までに当社の温室効果ガス排出量を正味でゼロとする目標を公表いたしました。当社は、目標日(2025年12月31日)までに温室効果ガス排出量を削減すべく、エネルギー調達の大部分を再生可能なエネルギー源に切り替え、よりエネルギー効率に優れた設備に投資を行うことを予定しております。

当社は、2025年度における温室効果ガス排出量の相殺に要するカーボンオフセットの購入にかかる予想キャッシュアウトフローの現在価値を、700万ドルと見積もっております。これは、ゴールドスタンダード\*の提示価格の平均に基づき算定したものであり、過去5年間の価格上昇の平均を調整しております。当社による最善の見積りは700万ドルですが、支払日における価格に依存します。したがって、実際価格は、600万ドルから900万ドルの範囲内にあると予想しております。2025年以降も、継続してカーボンフットプリントを削減するための方策を講じる予定ですが、当面の間、同様の価値を有するカーボンオフセットを購入する予定であります。

なお、当年度における予想キャッシュアウトフローの現在価値の見積額700万ドルは、次年度以降、見直しを行い、必要に応じて修正を行う可能性があります。

\* <https://www.goldstandard.org/>

(CDSB 2020, pp. 34 and 35をもとに筆者作成)

表7 IAS 第37号に基づく2025年度の定性情報の開示例

2025年度に温室効果ガス排出量を正味でゼロとする目標を達成するために、負債800万ドルを認識しております。当年度において温室効果ガス排出量が確定するため、目標の達成に要するカーボンクレジットを購入する予定であります。カーボンクレジットの購入費用は、二酸化炭素の排出量25万トンの相殺に要する800万ドルです。

(CDSB 2020, p. 35をもとに筆者作成)

表8 IAS 第1号に基づく2025年度の注記における開示例

当社は、気候変動戦略の一環として、2020年に、2025年度までに温室効果ガス排出量を正味でゼロとする目標を公表いたしました。当社は、目標を達成すべく尽力しており、2026年度の排出量の相殺に要するカーボンクレジットの購入に要する予想キャッシュアウトフローの現在価値を600万ドルと見積もっております。これは、ゴールドスタンダードの提示価格の平均に基づき算定したものであり、過去5年間の価格上昇の平均を調整しております。

2026年度以降も、継続してカーボンフットプリントを削減するための方策を講じる予定ですが、当面の間、同様の価値を有するカーボンオフセットを購入する予定であります。

(CDSB 2020, pp. 35 and 36をもとに筆者作成)

するカーボンオフセットの購入費用にかかる引当金800万ドル(表7を参照)を認識する必要があります<sup>50)</sup>。ちなみに、企業に現在の義務(推定的義務)が存在し、かつ、カーボンクレジットの購入に伴い資源が流出する蓋然性は高いといえる。また、カーボンクレジットの購入費用は、合理的に見積もることができる(表6を参照)。したがって、2025年12月31日の時点において、引当金の認識要件をすべて充足すると認められる<sup>51)</sup>。

## 6.2.3 開示

### 6.2.3.1 2020年度ないし2024年度

2020年度ないし2024年度においては、現在の

義務も潜在的な義務も存在しないことから(6.2.2.1を参照)、IAS第37号に基づく開示を行う必要はない。なお、経営者は、目標の達成に向けて進捗状況を年度ごとに検証を行い、開示を行う必要がある。そして、2025年度以前に排出規制等に何らかの変更が生じた場合、当該変更が偶発負債の存在に関する結論に影響を及ぼすか検証を行う必要がある。

また、IAS第1号は、財務諸表には表示されていないものの財務諸表の理解に資する情報を、注記によって提供することとしている(IAS 1, par. 112(c))。そこで、温室効果ガス排出量を正味でゼロとする目標を経営者が情報利用者に

50) 表5の③のとおり、温室効果ガスの排出量と、必要となるカーボンオフセット量は、2026年2月に判明する。2025年度に認識した引当金は、その後、カーボンオフセットを購入することによって消滅する。

51) 2026年度以降も、排出量ゼロという目標を維持するために要するカーボンクレジットの購入費用にかかる引当金を認識する必要がある(CDSB 2020, p. 35)。

とって重要性を有する情報と判断すれば、財務諸表に対する注記（一般的な会計方針に関する注記）において、コミットメント（「気候に対するコミットメント」）として開示する可能性がある（CDSB 2020, p. 34）。例えば、2020年度には、前頁の表6に示す情報を開示する。

### 6.2.3.2 2025年度

2025年度には、現在の義務が存在し、引当金800万ドル（表7を参照）を認識する必要があることから、IAS第37号に基づく開示を行う必要がある。例えば、IAS第37号に基づき（5.1を参照）、前頁の表7に示す定性情報を開示する。あわせて、IAS第1号に基づき、前頁の表8に示す情報を開示する。

## Ⅶ 設例その2：資産除去義務（廃棄，原状回復，およびそれらに類似する負債）

### 7.1 基本的な取扱い

資産除去義務（廃棄，原状回復，およびそれらに類似する負債）を引当金として認識する場合、借方側の会計処理が問題となる。借方側の会計処理については、IAS第16号「有形固定資産」に基づき行う<sup>52)</sup>。IAS第16号は、資産の解体・除去費用、敷地の原状回復費用、資産を取得した結果または資産を棚卸資産の製造以外の目的で特定の期間に使用したことにより生じる義務の当初見積額を、有形固定資産の取得原価の構成要素としている（IAS 16, par. 16 (c)）。したがって、資産除去義務（廃棄，原状回復，およびそれらに類似する負債）を引当金として認識する場合、同額を関連する有形固定資産の取得原価に算入する。有形固定資産の取得原価に算入された額は、減価償却をつうじて費用化（配分）される。

また、引当金の測定額は、各報告期間の終了

日における「最善の見積り」となるよう、毎期見直しを行い、必要に応じて修正する（IAS 37, par. 59）。資産除去義務（廃棄，原状回復，およびそれらに類似する負債）の事後測定は、IFRIC第1号「廃棄，原状回復，およびそれらに類似する既存の負債の変動」に基づき行う。IFRIC第1号は、①義務の決済に要する経済的便益を意味する資源（例えばキャッシュフロー）の流出額の見積りの変動、②現在の市場を基礎とする利子率の変動（貨幣の時間的価値および負債に固有のリスクの変動を含む<sup>53)</sup>、および③時の経過に伴う負債額の増加について、有形固定資産の事後測定に「原価モデル（cost model）」（IAS 16, par. 30）を適用した場合、次のとおり会計処理する<sup>54)</sup> こととしている（IFRIC 1, pars. 3-5, 7, and 8）。

- ・負債の増減額は、関連資産の取得原価に加減算する。ただし、負債の減少に伴う控除額は、資産の簿価を上限とする。また、負債の減少額が資産の簿価を超過する部分については、発生時点において純損益として認識する。
- ・負債の増減額を資産の取得原価に算入する場合、資産の新たな簿価の回収可能性を検討する。そして、新たな簿価が回収不能となる兆候がみられれば、IAS第36号「資産の減損」を適用する。
- ・時の経過に伴う負債の増加額は、発生時点において「財務費用（finance cost）」として認識する（IAS第23号を適用して資産処理しない）。

CDSBは、石炭・石油・ガス・化学・セメント工場等を建設・操業することによって生じる資産除去義務（廃棄，原状回復，およびそれらに類似する負債）について、気候関連リスクが

52) IAS第37号は、借方側の会計処理を規定せず、引当金の認識に際し、費用の資産化について禁止も要求もしていないとしている（IAS 37, par. 8）。

53) 注42を参照。

54) 「再評価モデル（revaluation model）」を適用した場合における会計処理については、割愛する。

次の影響を及ぼす可能性があるとしている(CDSB 2020, p. 18)。

- ・関連する有形固定資産について評価減が生じるかまたは耐用年数が短縮され、かつ、当該資産と分離不可能である場合には、資産除去義務(廃棄, 原状回復, およびそれらに類似する負債)の簿価を修正する。具体的には、キャッシュアウトフローの発生時期が前倒しされることにより、引当金額が増加する。また、引当金額は、規制の変更や退職給付費用の増加によっても増加する。
- ・パイプライン等、関連する有形固定資産の耐用年数が算定不能とされたためにこれまで引当金を認識していなかったものの、そのことを正当化することが困難となったため、新たに引当金を認識する。

また、CDSBは、資産除去義務(廃棄, 原状回復, およびそれらに類似する負債)の開示について、次の点を指摘している(CDSB 2020, p. 18)。

- ・投資家は、IAS第1号もふまえて、測定に用いた主要な前提の変化に関する感度の理解に資する情報(時期に関する感度分析を含む)の開示に意義を見出す可能性がある。
- ・投資家は、見積りを更新する方法および時期に関する会計方針の開示をつうじて、便益を享受する可能性がある。

## 7.2 CDSBによる設例

### 7.2.1 シナリオ

資産除去義務に関する設例のシナリオは、次の表9のとおりである。当期は2020年度であり、

報告期間の開始日は1月1日、終了日は12月31日である。設例においては、規制の変更等に起因する有形固定資産の耐用年数の短縮に伴う認識済みの引当金の事後測定に焦点が当てられている<sup>55)</sup>。

#### 7.2.2 引当金の事後測定<sup>56)</sup>

表9の①および⑤のとおり、2020年1月1日時点において、企業は、すでに引当金135百万ユーロを認識している。これについて、表9の④のとおり、採掘に用いる有形固定資産の耐用年数が短縮されることとなったため、⑤のとおりキャッシュアウトフローの見積額を235百万ユーロ増額することとした。そして、キャッシュアウトフローの見積変更額235百万ユーロと、当期の利息費用(財務費用)15百万ユーロの合計250百万ユーロが、当期における引当金の増加額となる。したがって、表9の⑤のとおり、2020年12月31日時点において、引当金額は385百万ユーロとなる。そして、引当金額を増額することに伴い、関連する有形固定資産の簿価も、235百万ユーロ増額する(15百万ユーロは、簿価に算入しない)。

また、表9の②に示すB国の政策は、採掘に用いる有形固定資産の減損の兆候に該当する。そこで、新たな簿価に基づく減損テストを実施する必要があるが、CDSBの設例において減損会計の適用に関する条件設定はない。なお、Deloitteは、環境その他に関する新法の影響について、それが成立しているかまたは成立することがほぼ確実であるかを問わず、減損テストに用いる使用価値に反映することとしている<sup>57)</sup>(Deloitte 2020, p. 4)。

55) 自己の信用リスクの取扱いは、明確にされていない。

56) 本項の記述は、CDSB(2020, pp. 36 and 37)をふまえたものである。

57) また、IAS第36号「資産の減損」は、回収可能価額の算定に際し、認識済みの引当金にかかるキャッシュアウトフローを勘案しないしくみとなっている。具体的には、処分費用控除後の公正価値については、認識済みの負債(引当金)相当額を公正価値から控除する処分費用から除外する。また、使用価値については、将来キャッシュアウトフローの見積りに際し、認識済みの負債(引当金)にかかるキャッシュアウトフローを除外する(IAS 36, pars. 28 and 43)。これにより、減損損失と引当金の認識に伴い認識する費用の二重計上が回避されるしくみとなっている。詳細については、赤塚(2010, pp. 75-79)を参照。

表9 資産除去義務に関する設例のシナリオ

- ①企業は、建設業において使用するセメントを製造・販売している。企業は、セメントの製造に際し、石灰岩等の原料の採掘を行っている。企業は、採掘活動の終了後、採掘に用いた有形固定資産の解体撤去と採掘場の原状回復を法的に義務づけられている。企業は、採掘活動を開始した時点において、当該義務を引当金として認識するとともに、同額を採掘に用いる有形固定資産の取得原価に算入している。
- ②企業の採掘活動のほとんどは、排出権取引制度が確立されたB国において行われている。B国は、「カーボンリーケージ」を勘案し、セメント業界に排出権を無償で提供してきた。しかし、セメント業界の温室効果ガス排出量が劇的に削減されることはなかった。そこで、2020年、B国政府は、「パリ協定」を順守すべく、次の策を講じることとした。
- ・2025年以降、炭素の排出価格を値上げする。
  - ・2025年以降、製品に一定割合の低排出セメント（政府が別途定義）を使用することを義務づける。これに関して、建設業を規制する当局は、長年にわたる審査を経て、2021年以降に低炭素セメントの使用を承認した。
  - ・セメント業界に割り当てる排出権を漸次削減し、2030年にゼロとする。
- ③経営者は、とくに原料や燃料の使用によって生じる二酸化炭素の排出量をより効率的に削減するための手法を模索している。そして、企業は、2021年以降、次の策を講じることとした。また、企業は、「炭素回収および貯留」について、よりコスト効率的な手法を模索し続けていくこととしている。
- ・リサイクル原料や副産物を使用する。
  - ・代替燃料源の近隣地域に、製造施設を移転する。
- ④経営者は、2019年時点において、採掘に用いる有形固定資産の耐用年数を20年（いいかえれば、有形固定資産の解体撤去義務と採掘場の原状回復義務を履行する時期を20年後）と見積もっていた。しかし、②および③の状況をふまえて、2030年までに原料の採掘を終えることを決定した。
- ⑤2020年度における引当金の増減は、次のとおりである（単位：百万ユーロ）。
- ・2020年1月1日（報告期間の開始日）時点における引当金額：135
  - ・利息費用（財務費用）の発生額：15
  - ・見積変更額（増加額）：235
  - ・2020年12月31日（報告期間の終了日）時点における引当金額：385（= 135 + 15 + 235）
- ⑥企業は、採掘に用いる有形固定資産の事後測定に「原価モデル」を適用している。

(CDSB 2020, pp. 36 and 37をもとに筆者作成)

### 7.2.3 開示

IAS第37号に基づき、引当金額の算定に用いる長期的な前提を開示するとともに(5.1を参照)、採掘に用いる有形固定資産の簿価、耐用年数、減価償却費、減損損失(減損処理を行った場合)の額を開示する。さらに、IAS第1号に基づき<sup>58)</sup>、次の事項を開示する(CDSB 2020, p. 37)。

- ・有形固定資産の回収可能価額の算定に際し  
用いた前提
- ・有形固定資産の減損の兆候を示す指標(減損損失が認識されていなくても重要性を有する場合)
- ・有形固定資産の耐用年数および残存価額の重要な変更の結果生じた減価償却費の変動
- ・主要な前提および見積りの感度分析

58) 根拠とされる規定は、次のとおりである。

- ・企業がIFRS基準に準拠した適正な表示を達成するために、IFRS基準に準拠しただけでは情報利用者が特定の取引、事象、およびその他の状況が企業の財政状態および財務業績に及ぼす影響を理解するのに不十分である場合、追加開示を行う必要がある(IAS 1, par. 17 (c))。
- ・企業は、IFRS基準に準拠しただけでは情報利用者が特定の取引、事象、およびその他の状況が企業の財政状態および財務業績に及ぼす影響を理解するのに不十分である場合、追加開示を行うべきか検討しなければならない(IAS 1, par. 31)。
- ・企業は、企業の財務業績の理解に対して目的適合性を有する場合、純損益およびその他の包括利益を表示する計算書において、表示科目を追加するか、内訳科目や小計を表示しなければならない(IAS 1, par. 85)。
- ・企業は、将来に関する前提および報告期間の終了日における見積りに関する不確実性の主要な発生要因のうち、次年度の資産および負債の簿価に重要性を有する修正が行われる可能性があるものについて、情報を開示しなければならない(IAS 1, par. 125)。企業は、これに関して、感度の根拠を含む簿価の計算の基礎となる方法、前提、および見積りの感度を開示する(IAS 1, par.129 (b))。

## Ⅷ 設例その3：不利な契約

### 8.1 基本的な取扱い

「不利な契約(onerous contract)」とは、「契約に基づく義務の履行に際して『不可避的に生じる原価(cost)』が、契約に基づき獲得することが期待できる経済的便益を超過する契約」(IAS 37, par. 10)をいう。また、契約に基づく義務の履行に際して「不可避的に生じる原価」とは、「契約から解放されるために要する正味原価の最小額」をいう。具体的には、「契約の履行に要する原価」と「契約不履行によって生じる補償金・違約金」のいずれか小さいほうの額である(IAS 37, par. 68)。

そして、契約の履行に要する原価は、「契約と直接関連する原価」から構成される。契約と直接関連する原価は、次の2つの要素から構成される(IAS 37, par. 68A)。したがって、契約の履行に要する原価の範囲は、増分原価よりも広いものとなっている<sup>59)</sup>。

- (a) 契約の履行に要する増分原価—例えば、直接労務費および直接材料費
- (b) 契約の履行と直接関連する他の原価の配賦額—例えば、契約の履行に用いる有形固定資産の減価償却費の配賦額

なお、「契約の履行に使用する資産」<sup>60)</sup>に減損が生じている場合には、例えばIAS第36号に基づきそれを認識したうえで、引当金を別個に認識する(IAS 37, par. 69)。

CDSBは、IASBと同様、物理的な損傷に伴

う修繕費の発生、商品価格の変動、原料費の変動といった気候変動の影響により「不可避的に生じる原価」<sup>61)</sup>が増加することによって、契約が不利な契約に該当すると判断され、引当金を認識する必要が生じる可能性があるとしている(CDSB 2020, p. 18)。

### 8.2 CDSBによる設例

#### 8.2.1 シナリオ

不利な契約に関する設例のシナリオは、次頁の表10のとおりである。報告期間の開始日は1月1日、終了日は12月31日である。設例における不利な契約の判定とそれに伴う引当金の認識時点は、2025年である。なお、③および④から明らかなおと、設例においては、不利な契約の判定および引当金の測定に際し、増分原価のみを対象としていることに留意を要する<sup>62)</sup>。

#### 8.2.2 不利な契約の判定および引当金の測定<sup>63)</sup>

表10の④より、契約に基づく義務の履行に際して「不可避的に生じる原価」は、割引前で55万ポンド、割引後(2025年時点)で45万ポンドである。また、契約に基づき獲得することが期待できる「経済的便益」は、割引前で50万ポンド、割引後(2025年時点)で40万ポンドである。したがって、割引前と割引後のいずれによって判定しても、「不可避的に生じる原価」(55万ポンド/45万ポンド)が「経済的便益」(50万ポンド/40万ポンド)を上回るから、当該契約は、不利な契約に該当する。

CDSBは、契約が不利な契約に該当することによって認識する引当金について、関連する有形固定資産に減損は生じないことを前提として、現在価値ベースの測定を提示している<sup>64)</sup>。す

59) パラグラフ68Aは、2022年1月1日に発効する。詳細については、赤塚(2020a)を参照。

60) パラグラフ69については、用語変更が行われた。改訂後のパラグラフ69も、2022年1月1日に発効する。詳細については、赤塚(2021)を参照。

61) ここでは、「契約の履行に要する原価」を使用することが前提とされている。

62) これまで「契約の履行に要する原価」として増分原価のみを集計対象としてきた企業は、2022年1月1日以降、「契約の履行に要する原価」として、増分原価に加えて契約の履行と直接関連する他の原価の配賦額を集計する必要があることから、以前よりも不利な契約に該当すると判定される契約が増加する可能性がある。

63) 本項の記述は、CDSB(2020, p. 38)をふまえたものである。

表10 不利な契約に関する設例のシナリオ

- ①2020年、企業（メーカー）は、2025年までに、サプライチェーンにおけるプラスチックの不使用を表明した。当該企業の製造ラインのほとんどにおいて、すでにプラスチックは使用されていない。
- ②企業は、ある顧客と、2025年度から2029年度にかけて、毎年1万個の製品を1個当たり10ポンド（固定価格）で販売する契約を締結した。なお、契約を履行できなかった場合には、違約金として当該顧客に60万ポンドを支払うこととなっている。
- ③当該製品の製造に要する代替部品（プラスチック不使用）は、解約不能な販売契約（年間1万個）を締結しなければ入手できない。また、当該部品は、他の製品に使用できない。当該部品は、2025年度から調達する。代替部品の使用に伴い、2025年度以降の製品1個当たりの変動製造原価は、5ポンドから11ポンドに増加する。
- ④2025年度から2029年度の5年間に生じる「契約の履行に要する原価」（変動製造原価のみ）は、55万ポンド（=1万個×11ポンド×5年）である。「不可避免的に生じる原価」は、「契約の履行に要する原価」55万ポンドと違約金60万ポンド（②を参照）の小さいほうであるから、「契約の履行に要する原価」55万ポンドとなる。また、獲得することが予想される「経済的便益」は、売上高50万ポンドである（顧客から別途経済的便益を獲得することはない）。さらに、2025年度時点における「契約の履行に要する原価」（「不可避免的に生じる原価」）の現在価値は45万ポンド、「経済的便益」の現在価値は40万ポンドである。
- ⑤企業は、当該製品を製造するための専用設備を有しておらず、代替部品の使用に伴い製造原価が増加することは、有形固定資産の減損の兆候には該当しない。
- ⑥契約に関連するキャッシュフローは、特定の顧客および特定の製品としか結び付かないことから、事業全体のキャッシュフローから明確に区分することができる。

（CDSB 2020, p. 38をもとに筆者作成）

なわち、「不可避免的に生じる原価」の現在価値45万ポンドと「経済的便益」の現在価値40万ポンドとの差額5万ポンドを、2025年度における引当金額とする。

### 8.2.3 開示<sup>65)</sup>

2025年度においては、IAS第37号に基づき（5.1を参照）、不利な契約にかかる引当金について開示を行う。また、IAS第1号に基づき、不利な契約の判定および引当金額に関する重要な判断および見積りについて、開示を行う可能性がある（注58を参照）。

なお、経営者が2020年12月31時点において2025年度に契約が不利な契約に該当すると予想しているならば、そのことが投資家にとって重要性を有する情報となる。そこで、2020年度ないし2024年度には、IAS第1号に基づき、財務諸表に対する注記において、企業の気候関連計画や財務諸表数値に及ぼす影響の理解に資する情報を開示する（注58を参照）。

## IX おわりに

影響を及ぼしうるとされる諸規定（Ⅲ節ないしⅤ節を参照）や、CDSBが提示する3つの設例（Ⅵ節ないしⅧ節を参照）を検証した結果<sup>66)</sup>、気候変動リスクについては、現行IAS第37号（解釈指針およびIAS第1号を含む）をもって適切に対処できるといってよいであろう。また、かかる結論に関連して、本稿は、次の諸事実を明らかにしている。

- ・引当金会計は、気候関連リスクのうち、主として「政策および法的リスク」（訴訟リスクを含む）の影響を受ける（Ⅱ節を参照）。
- ・気候関連リスクは、引当金の測定上、「企業に固有のリスク」ではなく、「負債に固有のリスク」と解することが自然である（Ⅱ節を参照）。
- ・引当金の測定に際し気候関連リスクそのものを定量化する必要はなく、引当金の測定可能性について特段問題は生じない（Ⅲ節

64) 設例においては、割引前ベースの測定でも、測定額は同額である。

65) 本項の記述は、CDSB (2020, pp. 38 and 39) をふまえたものである。

66) 本稿の検討については、完全な網羅性が担保されているわけではない。

を参照)。

なお、IASBは、引当金プロジェクト<sup>67)</sup>をうじてIAS第37号を部分的に改訂することを予定しており、2018年公表の新概念フレームワークが提示する負債の定義(および負債の3要件)をIAS第37号に適用することを、検討対象としている<sup>68)</sup>。新概念フレームワークが提示する負債の定義(および負債の3要件)を適用すると、経済的資源の移転が企業の将来行動によって条件付きとなる場合における義務の識別について、一律に見解Bを適用することとなる。そこで、賦課金やリストラクチャリング(従業員に対する解雇給付の支払い)のほか、CDSBの設例にある推定的義務および不利な契約に関する義務発生事象の解釈に変化をもたらすことに留意を要する。これについては、本節に続く補遺において言及することとする。

その他、将来において検討を行う可能性がある論点を指摘しておくこととする<sup>69)</sup>。気候関連リスクを捕捉することによって新たな項目が発現し、かつ、次の2つの状況に該当する場合、当該項目を引当金として認識するに際し求める蓋然性の水準の引下げ<sup>70)</sup>(蓋然性要件)について、検討を行う必要が生じる可能性もある(IASB 2015, par. 2.23)。

- ・ 現行IAS第37号が求める水準(50%超)の蓋然性要件を充足しなくとも、認識することによって情報利用者に有用な情報を提供できること。
- ・ 当該項目を認識するに際し、コストの制約に抵触しないこと。

## 補遺 新概念フレームワークの適用による義務発生事象の解釈

### 補1. 負債の定義と負債の3要件

2018年公表の新概念フレームワーク「財務報告に関する概念フレームワーク」は、負債を「過去の事象の結果として経済的資源を移転するという企業の現在の義務」(IASB 2018, par. 4.26)と定義し、負債となる項目が次の3つの要件を充足することを求めている(IASB 2018, par. 4.27)。

- (a) 企業に義務が存在すること。
- (b) 経済的資源を移転する義務であること。
- (c) 過去の事象の結果として存在する現在の義務であること。

要件(a)について、新概念フレームワークは、経済的資源を移転する責務または責任が、企業の将来行動によって条件付きとなる場合、当該行動を回避する実質的な能力を有しなければ義務が存在するとしている(IASB 2018, par. 4.32)。つまり、新概念フレームワークは、経済的資源の移転が企業の将来行動によって条件付きとなる場合における義務の識別について、見解Bを適用する。また、要件(a)について、新概念フレームワークは、推定的義務<sup>71)</sup>について、自身の商慣習、公表済の方針、または明確な声明に反する行動を採る実質的な能力を有しなければ、義務が存在するとしている(IASB 2018, par. 4.31)。つまり、推定的義務の存在についても、「実質的な能力」の有無をもとに判断することとなる。

要件(b)について、新概念フレームワークは、

67) <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/provisions/>

68) その他、引当金プロジェクトは、引当金の測定額に含めるべき原価の範囲の明確化と、自己の信用リスクの取扱いの明確化を検討対象としている。

69) 現状において、検討を行う可能性は極めて低いといってよい。

70) 引当金プロジェクトは、蓋然性要件の取扱いを検討対象とはしていない。

71) 新概念フレームワークにおいて、推定的義務は、定義された用語ではない(IASB 2018, par. BC458)。

義務は企業に対して他者に経済的資源を移転することを求める「潜在能力 (potential)」を有していなければならないとしている。なお、潜在能力について、経済的資源を移転することが確実である必要も、起こりうる必要もないとされる。つまり、経済的資源を移転する蓋然性が低くとも、負債の定義を充足するということである (IASB 2018, pars. 4.37 and 4.38)。

要件 (c) について、新概念フレームワークは、「過去の事象」の結果として「現在の義務」が存在する要件として、さらに次の2要件を提示している (IASB 2018, par. 4.43)。

- (i) 企業が、すでに経済的便益を獲得したかまたは行動したこと。
- (ii) その結果、移転する必要のなかった経済的資源の移転を企業が求められる可能性があること。

以上より、新概念フレームワークが提示する負債の3要件は、次のとおりとなる。

- (a) 企業に、義務 (企業が経済的資源の移転を回避する「実質的な能力」を有しない責務または責任) が存在すること。
- (b) 経済的資源を移転する義務であること。つまり、「他者に経済的資源を移転すること」を企業に求める「潜在能力」を有すること。
- (c) 過去の事象の結果として存在する現在の義務であること。具体的には、
  - (i) 企業が、すでに経済的便益を獲得したかまたは行動したこと。
  - (ii) 「(i)」の結果、移転する必要のなかった経済的資源の移転を企業が求められる可能性があること。

## 補 2. 負債の3要件の適用

### 補2.1 賦課金

法または規制が定める「年間の温室効果ガス排出量」といった気候関連の目標 (指標) を企業が達成できなかった場合に課される賦課金に

ついて、IFRIC 第21号 (見解 A) を適用した場合、「企業が目標 (指標) を達成できなかったこと (企業が目標量を上回る温室効果ガスを排出したこと)」が、義務発生事象となる。いいかえれば、それ以前の時点において、義務は存在しない (3.2.1.2を参照)。

それに対し、企業が気候関連の目標 (指標) を達成できないことが確実視される状況において、新概念フレームワーク (見解 B) を適用した場合、次のとおり負債の3要件を充足することにより、当該目標 (指標) を達成できなかったことが確定する以前の時点において、賦課金の支払義務が存在することとなる。この場合、「企業が当期の事業活動をつうじて温室効果ガスを排出したこと」が、義務発生事象となる。これをふまえ、現行 IFRIC 第21号を適用した場合とは異なり、四半期報告においても、適宜、引当金を認識する必要が生じる。

要件 (a) : 企業が目標を達成できないことが確実視される状況において、目標を達成するよう年間の温室効果ガス排出量をコントロールすべく事業活動を制限するかまたは停止することによってでしか、賦課金の支払いを回避することはできない。実際に事業活動を制限するかまたは停止すれば、賦課金を支払うことよりも著しく不利な経済的帰結をもたらされると予想される。

要件 (b) : 賦課金は、政府や規制当局に対して現金を移転することを企業に求める潜在能力を有する。

要件 (c) (i) : 当期の事業活動をつうじて、温室効果ガスを排出した。

要件 (c) (ii) : 当期の事業活動をつうじて温室効果ガスを排出した結果、移転する必要のなかった経済的資源の移転 (賦課金の支払い) を求められる可能性がある。

### 補2.2 リストラクチャリング

気候関連の目標を達成するために製品またはサービスを再設計すべく実施するリストラクチャリングについて、IAS 第37号パラグラフ72



(見解 B)を適用した場合、「リストラクチャリング計画の実行に着手すること」または「リストラクチャリング計画(の要諦)を通達すること」が、義務発生事象となる(3.2.1.3を参照)。リストラクチャリングについては、すでに見解 Bを適用することが明確にされており、新概念フレームワークを適用しても、義務発生事象の解釈は変化しない。

もっとも、リストラクチャリングに起因する従業員に対する解雇給付の支払義務については、次のとおり、「解雇対象となる従業員から労働力の提供を受けたこと」が、要件 (b) および要件 (c) を充足する根拠となることに留意を要する。

要件 (a)：解雇対象となる従業員にリストラクチャリング計画(の要諦)を通達することは、従業員を解雇すること以外の選択肢を採ればより不利な経済的帰結がもたらされることの証左である。また、雇用主たる企業が、解雇する従業員に解雇給付を支払うことを回避する実質的な能力を有しないことの証左である。

要件 (b)：解雇対象となる従業員が労働力を提供することは、当該従業員が解雇給付の支払いを雇用主たる企業に求める潜在能力を有する。

要件 (c) (i)：解雇対象となる従業員から、労働力の提供を受けた。

要件 (c) (ii)：解雇対象となる従業員から労働力の提供を受けた結果、移転する必要のなかった経済的資源の移転(解雇給付の支払い)を求められる可能性がある。

したがって、新概念フレームワークを適用した場合、厳密には、解雇対象となる従業員から労働力の提供を受けたことを前提として、「解雇対象となる従業員にリストラクチャリング計画(の要諦)を通達すること」が、義務発生事

象となる。いいかえれば、現行 IAS 第37号とは異なり、「解雇対象となる従業員にリストラクチャリング計画(の要諦)を通達すること」のみをもって、義務は生じないということである<sup>72)</sup>。

### 補2.3 推定的義務

CDSBの推定的義務に関する設例は、2020年度ないし2024年度において、見解 Aを適用することにより、義務は存在しないとしている(6.2.2.1を参照)。これについて、企業が温室効果ガス排出量を正味でゼロとする目標を達成するよう行動することが確実視される状況において、新概念フレームワーク(見解 B)を適用した場合、次のとおり負債の3要件を充足することにより、2020年に目標を公表した時点において、義務(カーボンオフセットの購入義務)が存在することとなる。この場合、「2020年に目標(2025年12月31日までに温室効果ガス排出量を正味でゼロとすること)を公表したことが、義務発生事象となる。これをふまえ、CDSBの設例とは異なり、2025年度以前の時点において、適宜、引当金(カーボンオフセットの購入義務)を認識する必要が生じる。

要件 (a)：企業は、2025年12月31日時点において温室効果ガス排出量を正味でゼロとする目標を撤回することによってでしか、カーボンオフセットの購入を回避することはできない。目標を撤回すれば、カーボンオフセットを購入することよりも著しく不利な経済的帰結がもたらされると予想される。

要件 (b)：カーボンオフセットの購入は、現金を移転することを企業に求める潜在能力を有する。

要件 (c) (i)：2020年、企業は、2025年12月31日時点において温室効果ガス排出量を正味でゼロとする目標を公表した。

要件 (c) (ii)：企業が2020年に目標を公表

72) これにより、米国基準との差異が緩和される。

した結果、移転する必要のなかった経済的資源の移転(カーボンオフセットの購入)を求められる可能性がある。

【付記】

本稿は、2021年度滋賀大学経済経営研究所研究助成による研究成果である。

参考文献

AASB and AUASB. 2018. *Climate-related and Other Emerging Risks Disclosures: Assessing Financial Statement Materiality Using AASB/IASB Practice Statement 2*.  
 ————. 2019. *Climate-related and Other Emerging Risks Disclosures: Assessing Financial Statement Materiality Using AASB/IASB Practice Statement 2*.  
 CDSB. 2020. *Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting*.  
 Deloitte. 2020. *A Closer Look — Investor Demand for Corporate Reporting in Line with the Paris Agreement on Climate Change*.  
 FASB. 2021. *Accounting Standards Codification*.  
 IASB. 2006. *Reconsidering the IAS 37 Measurement Principle*. Agenda Paper 8B.  
 ————. 2010a. *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.  
 ————. 2010b. *Recognising Liabilities Arising from Lawsuits*. Staff Paper.  
 ————. 2013. *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. Discussion Paper DP/2013/1.  
 ————. 2015. *Implications of Conceptual Framework Proposals*. Staff Paper 14C.  
 ————. 2018. *Conceptual Framework for Financial Reporting*.  
 ————. 2019. *IFRS Standards and Climate-related Disclosures*. In Brief.  
 ————. 2020a. *Research Summary*. Provisions. Staff Paper 22A.  
 ————. 2020b. *Effects of Climate-related Matters on Financial Statements*. Educational Material.  
 ————. 2021. *The Annotated Issued IFRS Standards — Standards Issued at 1 January 2021*.  
 IFRS-IC. 2011. *IFRIC Update*. March 2011.  
 TCFD. 2017a. *Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures*. Final Report.  
 ————. 2017b. *Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures*.  
 ————. 2017c. *The Use of Scenario Analysis in Disclosure of Climate-related Risks and Opportunities*. Technical Supplement.  
 赤塚尚之. 2010. 『環境負債会計論』 滋賀大学経済学部研究叢書第46号.  
 ————. 2019a. 「IASB『2018年概念フレームワー

ク』による負債の定義と3要件の適用—IAS第37号とその解釈指針の適用対象となる項目への全面適用についての予備的検討—」『滋賀大学経済学部研究年報』(26): pp. 89-120.  
 ————. 2019b. 「IASB『引当金プロジェクト』の論点詳解」『滋賀大学経済学部研究年報』(26): pp. 121-148.  
 ————. 2020a. 「不利な契約に関するIAS第37号の部分改訂プロジェクト—直接関連原価アプローチを適用する成案に至る最終検討—」『彦根論叢』(425): pp. 78-95.  
 ————. 2020b. 「IASB『2018年概念フレームワーク』と引当金会計—概念レベル・基準レベルの予備的検討—」 滋賀大学経済学部研究叢書第53号.  
 ————. 2021. 「不利な契約に関するIAS第37号の部分改訂プロジェクト—契約と直接関連する原価の明確化、経過措置その他に関する成案に至る検討—」『彦根論叢』(426): pp. 44-63.  
 鷲地隆継. 2021. 「気候変動の影響(その5) 気候変動と減損会計・引当金」『会計情報』(540): pp. 30-33. デロイトトーマツ.  
 加賀谷哲之. 2019. 「気候変動関連情報の開示をめぐる現状と課題」『資本市場』(404): pp. 38-46. 企業会計基準委員会. 2009. 「引当金に関する論点の整理」.  
 上妻京子. 2020. 「気候関連リスク情報の開示と監査上の課題」『産業経理』81(1): pp. 95-107.  
 ————. 2021. 「気候関連リスクに対する監査・保証の国際的動向」『企業会計』73(8): pp. 73-80.  
 後藤茂之. 2020. 『気候変動リスクへの実務対応—不確実性をインテグレートする経営改革—』中央経済社.  
 酒井翔子. 2021. 「気候変動関連情報開示の現状と論点整理」『産業経理』81(2): pp. 136-144.  
 鈴木昭一. 2021. 「IASBにおける引当金会計」(佐藤信彦編著. 2021. 『引当金・準備金制度論—会計制度と税法の各国比較と主要論点の考察—』中央経済社: pp. 181-197.)  
 藤井健司. 2020. 『金融機関のための気候変動リスク管理』中央経済社.

# A Study on the Effects of Climate-related Risks on the Accounting for Provisions and Contingent Liabilities

Naoyuki Akatsuka

The aim of this paper is to consider the effects of climate-related risks on the accounting for Provisions and Contingent Liabilities based on IAS 37 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets* and relevant Interpretations (i.e. IFRIC 1 *Changes in Existing Decommissioning, Restoration and Similar Liabilities* and IFRIC 21 *Levies*). As for the definition and classification of climate-related risks, this paper refers to the TCFD's final report *Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures* issued in 2017. In addition, as for the effects of climate-related risks on financial statements, this paper refers to the following three materials:

- *IFRS Standards and Climate-related Disclosures* (issued as "In Brief" by IASB in 2019);
- *Effects of Climate-related Matters on Financial Statements* (issued as "Educational Material" by IASB in 2020); and
- *Accounting for Climate: Integrating Climate-related Matters into Financial Reporting* (issued by CDSB in 2020).

The key findings of this paper are

- "Policy and legal risks" including litigation risks, which are classified as "Transition risks" by the TCFD, would be one of the main sources of risks that affect the accounting for Provisions and Contingent Liabilities;
- According to IAS 37, climate-related risks should be treated not as "risks specific to the entity" but as "risks specific to the liability" in measuring Provisions;
- It is not necessary to quantify climate-related risks themselves in measuring Provisions; and
- As a whole, it is possible to reflect climate-related risks to the accounting for Provisions and Contingent Liabilities based on the current IAS 37 (including relevant interpretations), IAS 1 *Presentation of Financial Statements*, and IAS 36 *Impairment of Assets*.

However, some issues may require attention in the near future:

- Depending on the current practice adopted by each entity, contracts which fall into onerous contracts would increase because of the need to extend the scope of "cost of fulfilling the contract" after 1st January 2022 if the entity uses "incremental cost" when judging whether a certain contract falls into an onerous contract;
- The interpretation of "obligating event" for some liabilities (especially climate-related levies) would change if IAS 37 applies the new definition of a liability by the *Conceptual Framework for Financial Reporting* issued in 2018. This would result in the earlier recognition of some provisions.

Keywords: climate-related risks; transition risks; policy and legal risks; provisions; contingent liabilities; Climate Disclosure Standards Board (CDSB); Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD)

JEL Classification Codes: M41

